

学校生活等に関するきまり 令和5年度<1年生版>

(1) 制服について

- ① ブレザー・スラックス・スカートは、学校指定のものとする。
- ② 襟付きシャツは、各自が以下の基準で準備する。
 1. 襟付きシャツは、立ち襟タイプのカッター、ニット、ポロシャツで白色とする。
 2. 学校指定の品物か、同様の物とする。ワンポイントは認めない。
 3. 胸ポケットは、有っても無くてもよい。
- ③ ベルトは、各自が以下の基準で準備する。
 1. 黒、茶系で布、革等の素材とする。
 2. 飾り付けがされていないものとする。
- ④ 着用について
 1. 授業は、特別な指示がある場合を除き、制服を着用する。
 2. 制服は、正しく着用する。
 3. シャツの第1ボタンは暑い場合は外してもよい。
 4. シャツの裾は、ズボンに入れる。
 5. スカートの長さは、膝にかかるようにする。
 6. ハイネック、タートルネックなどシャツの襟から出るアンダーシャツは着用しない。

(2) 防寒着(具)について

- ① マフラー・手袋は、登下校時に限り認める。
 1. 種類や色は、各自で使用目的を考えて用意する。
 2. 特別に使用したい場合は担任に申し出る。
- ② セーター、カーディガンを着用する際は、各自が以下の基準で準備する。
 1. 無地の白・グレー・黒・紺・茶のVネックとする。
 2. ブレザーの下に着用する。
 3. セーターの下は、襟付きシャツとする。
- ③ ウインドブレーカーは、学校指定とする。
 1. 登下校など学校が認めた場合のみ着用しても良い。

(3) 名札について

ブレザーの所定の位置に取りつける。
ブレザーを脱ぐ場合は左胸に安全ピンで付ける。

(4) 靴下について

靴下、ストッキングの色に関しては、白・黒・紺・グレーとする

(5) 雨具について

- ① 雨ガッパは車両から見やすい色のものとする。
- ② 傘は指定しないが、名前を書いて所定の置き場に置く。

(6) カバンについて

- ① スクールバッグは、学校指定のものとする。
- ② スクールバッグの他に、もう1つバッグを持ってきててもよい。
- ③ 目印としてアクセサリーをつける場合は、1つにする。
- ④ 教室では、後ろのロッカーに入れる。

(7) 頭髪等について

- ① 前髪は、目にかかるないようにする。
- ② 髪が肩につく場合は、給食時やその他指示がある時は、必ずくる。
- ③ 自転車通学の場合は、ヘルメットを正しく着用できる髪形とする。
- ④ ゴムの色は黒・紺・茶で、装飾性のないもの、
ヘアピンの色は黒・紺・茶・シルバーで、装飾性のないものとする。
- ⑤ 染髪・整髪料・パーマは認めない。
- ⑥ 化粧・香水・装飾品は認めない。

(8) 遅刻・早退について

- ① あらかじめ遅刻、早退をすることが分かっている場合は、連絡フォームなどを使用し学校に連絡を入れること。
- ② 8時25分に着席できていない生徒は遅刻とする。
カバンはロッカーに入れてあるものとする。鳴り初めで判断する。
- ③ 朝学活に間に合わなかった生徒は、登校時に一度職員室に来室し、報告する。